

静岡地方最低賃金審議会会議公開要綱

(案)

第1条 この要綱は、静岡地方最低賃金審議会及び専門部会の会議の公開に関し、静岡地方最低賃金審議会運営規程(以下「運営規程」という。)及び専門部会運営規程(以下「部会運営規程」という。)の定めによるほか、その具体的な取扱いについて定める。

第2条 運営規程第6条及び部会運営規程第5条に基づく会議の公開又は非公開の決定は各会議において行う。

第3条 公開する会議の開催日時、場所及び傍聴人の応募受付については、会議の開催日の20日前(その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日)に、静岡労働局のホームページに掲載する。その掲載内容は、別紙1を標準とする。

第4条 会議の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の10日前(その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日)までに、メール、はがきにより労働基準部賃金室あてに申込みとする。

2 希望者1人の申込みについて、申込書1枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

第5条 傍聴者は、原則として6名以内とし、傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とすることがある。

2 抽選結果については、当選者に別紙2によりメール又ははがきで通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することがある。

3 傍聴は申込者(抽選の場合は当選者)本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

第6条 傍聴人には、審議会傍聴に当たって、別紙3の遵守事項を周知させるものとする。

2 審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、是正を求め、従わない場合は別紙4により退室を求める。

第7条 公開する場合の報道関係者による会議中の撮影及び録音は、原則として認めないものとする。

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日

第 回静岡地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。傍聴を希望される方は申し込み要領に従ってお申し込みください。

記

- 1 開催日時 令和 年 月 日 () 午 時 分から
- 2 開催会場 静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室
- 3 議題 「 」外
- 4 傍聴者 6 名
- 5 申し込み要領

- (1) 傍聴を希望する方は、希望者ごとに、傍聴を希望される審議会の開催日並びに傍聴を希望される方の住所、氏名、電話番号及び所属を御記入の上、メール又は往復はがき(返信先を明記)にて下記まで申し込みください。申し込み締切日は令和 年 月 日()(消印有効)です。

<申し込み先>

静岡労働局労働基準部賃金室

〒420-8639

静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階

電話 054-254-6315

FAX 054-221-7038

E-mail : chinginshitu-shizuokakyoku@mhlw.go.jp

- (2) 会場の収容人員に限りがありますので、傍聴希望者が多数の場合には、抽選とさせていただきます。抽選の結果については、後日メール又は返信はがきにより連絡をいたします。当選された方は、審議会当日そのメールの写し又ははがきを御持参ください。
- (3) 当日は、審議会開始の10分前までに御来場ください。審議会開始後の入室は認められませんので御注意ください。なお、会場で御本人であることを確認させていただく場合がありますので、当日は御本人であることがわかる身分証明書等を御持参ください。

6 その他

- ・傍聴される場合には、別添2の遵守事項を厳守してください。
- ・車椅子をお使いになられる方はその旨お申し込みの際にお書き添えください。また、介助の方が同行する場合には、その方の御氏名も併せてお書き添えください。

傍聴整理券兼返信メール又ははがき

抽選結果選外者通知メール又ははがき

令和 年 月 日

殿

静岡労働局

あなたから傍聴の申し込みのありました、第 回静岡地方最低賃金審議会については、令和 年 月 日の午前 時 分から開催されますので、開始分前に、審議会会場（静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎4階会議室）まで、このはがきとご本人であることがわかる身分証明書等を持参してお越しく

傍聴席番号 _____

令和 年 月 日

殿

静岡労働局

あなたから申し込みのありました、第 回静岡地方最低賃金審議会の傍聴については、申込者多数のため抽選の結果、選外となりましたので通知いたします。

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券（返信メール又は返信はがき）に記載された番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話・ポケットベル等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者は、その者を退場させることがあります。

静岡地方最低賃金審議会

退去勧告

審議会の妨げとなる行為をしておられる方に勧告します。
皆さんの行為は、審議会の秩序を乱し、会の進行を妨げるものです。
すみやかに会場外に退去してください。

令和 年 月 日 時 分

審議会主宰者

静岡地方最低賃金審議会

会長

退去勧告

審議会の傍聴券がなく、入場を希望しておられる方に勧告します。
皆さんの行為は、審議会の秩序と静穏を害し、審議会の進行を妨げる
ものです。

すみやかに会場外に退去してください。

令和 年 月 日 時 分

審議会主宰者

静岡地方最低賃金審議会

会長